

# 渋川市長期滞在型移住体験施設 入居者募集要項

【募集期間】令和8年7月1日（水）～8月31日（月）まで

令和8年7月  
渋川市

## 1 はじめに

移住体験施設の運用は、渋川市長期滞在型移住体験施設の運用に関する要綱に基づいて行います。利用に当たっては当該要綱に規定する事項について遵守していただく必要があります。体験施設の利用を希望される方は、当該要綱をよくお読みになり、内容を了承の上、申込みください。

## 2 施設の目的

渋川市では、令和6年4月に県内有数の観光地である伊香保温泉地内に渋川市長期滞在型移住体験施設を開設しました。

本市での生活を体験し定住を目指す方や、移住と創業を同時に体験したい方を募集し、入居者には渋川市への移住についての情報発信に協力してもらい、渋川市内、また伊香保地区での移住の魅力発信の拠点としても活用します。

## 3 施設の概要

### (1) 施設所在地

群馬県渋川市伊香保町伊香保557番地16

※敷地内に車両の駐車スペースはありません。近隣の月極駐車場をご自身で契約しご利用ください。



位置図



建物外観

### (2) 建物詳細

- ・ 建築年：昭和39年

本物件は昭和39年建築のため、現行の耐震基準は満たしていません。

- ・ 構造：木造垂鉛メッキ鋼板葺地下1階付2階建

- ・ 敷地面積及び延べ床面積

敷地： 193.72㎡

延床：1階 105.99㎡

うち店舗部分：約45㎡ うち住居部分：約60㎡

2階 75.05㎡

地下 66.24㎡

合計 247.28㎡

### (3) 附帯設備

以下に記載する附帯設備以外の本施設に係る家具・家電等は全て入居者の持ち込みになります。

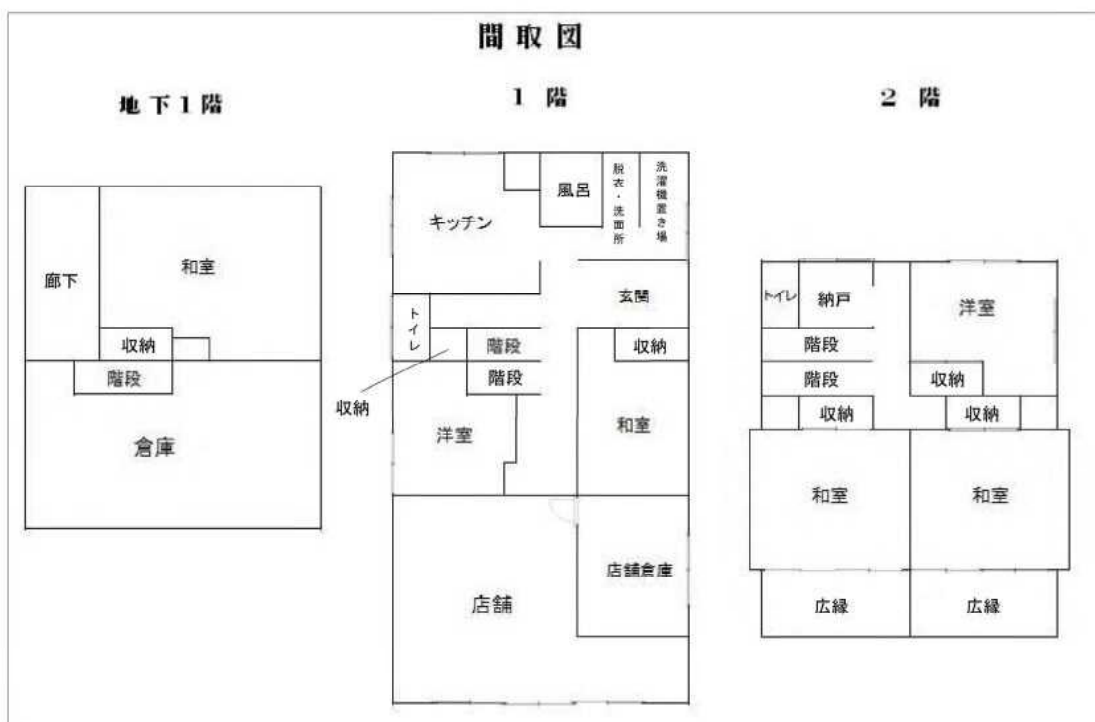
また、持ち込んだものは退去時に撤去していただく必要があります。

なお、本施設にエアコンの設置はありませんが、1階店舗東側及び2階西側和室の壁にエアコン設置のための壁穴があります。上記箇所については、入居者負担とはなりますが、エアコンの設置が可能です。

- ① 地上波デジタルアンテナ（テレビアンテナ端子3口）
- ② 水洗トイレ（暖房便座、温水洗浄機付き）1器、（暖房便座のみ）1器
- ③ 流し台、ガスコンロ台
- ④ ユニットバス（ガス給湯式）
- ⑤ インターネット回線（プロバイダ等は入居者で各自ご契約の上、ご利用ください。）

### (4) 備品

石油ストーブ 2台



間取図

#### (5) その他

本施設の構造及び附帯設備では、飲食店営業許可を取得することはできません。また、下記に該当する事業を行うことはできません。

- ・政治活動又は宗教活動に関係するもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業（同法第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業は除く）
- ・特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第2条第1項に規定する訪問販売、同条第3項に規定する電話勧誘販売、同法第33条第1項に規定する連鎖販売取引その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を行うもの
- ・貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業

#### 4 入居対象者

当施設へ入居する方は、次の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 市外に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項に基づく住民基本台帳の記録（以下「住民登録」という。）をしている者であること。
- (2) 地域住民と円滑に交流できること。
- (3) 転勤を理由とした転入予定者でないこと。
- (4) 体験施設入居後に体験施設を生活の本拠とし、体験施設所在地に住民登録をすることができる者であること。
- (5) 入居希望者の合計が、5人以内であること。
- (6) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に定める暴力団及び第2号に定める暴力団員又は暴力団員等に関する者でないこと。
- (7) 移住体験や渋川市の魅力について、個人のSNS等を活用し、積極的に情報発信を行うこと。

#### 5 入居期間

- (1) 入居開始日 令和9年5月中旬～下旬
- (2) 入居期間 令和10年3月31日まで（最短3か月から入居可能）

※本施設への入居に当たっては、借地借家法第38条に規定する定期賃貸借契約を締結する必要があります。

※当該契約の定期賃貸借期間は最短3か月最長1年となりますが、契約は年度ごとに締結する必要があります。

※市が必要と認める場合は、再契約を締結することにより最長3年入居することができます。

## 6 入居に係る契約

入居には、借地借家法第38条に規定する契約を、渋川市長期滞在型移住体験施設定期賃貸借契約書により市と締結しなければなりません。

## 7 入居者の費用負担

### (1) 賃貸料

30,000円/月

※毎月1日から末日までを1月とし、実日数に関わらず賃貸料がかかります。

### (2) その他の費用負担

上記賃貸料とは別に利用状況に応じて、下記の料金が発生します。

- ・水道料金及び下水道使用料
- ・電気利用料
- ・都市ガス利用料
- ・自治会費
- ・施設内での創業に係る各種経費
- ・その他インターネット使用料や放送受信料など

## 8 申込方法等

### (1) 募集期間

令和8年7月1日（水）午前8時30分から

令和8年8月31日（月）午後5時15分まで

### (2) 申込方法

入居を希望する者は、次の提出書類を郵送又は持参により募集期間内までに提出してください。（郵送の場合は、令和8年8月31日（月）必着）ただし、複数人での入居を希望する場合は、代表者（以下、「入居申請者」という。）が提出してください。

#### ① 提出書類

ア 渋川市長期滞在型移住体験施設入居申請書（様式第1号）

イ 入居希望者全員の住民票の写し

ウ 入居希望者全員の申請日時時点で住民登録をしている市区町村が発行する市区町村税の未納額がないことの証明書（完納証明書等）又は賦課されていないことの証明書（非課税証明書等）

エ 入居希望者全員の身分証明書の写し

オ 創業する場合にあっては「創業計画書」（様式第2号）

カ 創業計画書に係る創業の概要書（様式不問）

キ 情報発信の取組に関するアンケート

#### ② 提出先

〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地

渋川市 市民生活部 市民協働推進課 移住定住支援係

土曜・日曜・祝日を除く、平日午前8時30分から午後5時15分まで

## 9 入居者の決定方法

### (1) 入居者の審査

市が定める選定委員会において、上記募集期間内に申込みのあった入居希望者について審査を行い、入居者を決定します。なお、審査の開催時期については下記を予定しています。

第1次審査：書類審査 令和8年9月中旬

第2次審査：面接審査 令和8年10月中旬から11月上旬

### (2) 審査結果の通知

審査結果については採用、不採用に関わらず、入居申請者に書面にて通知します。

## 10 施設への入居に伴う遵守事項

本施設への入居に当たり、下記の条件全てを遵守しなければなりません。

- (1) 申請書に記載した入居希望者以外の者が利用しないこと。
- (2) 入居者は、留守や就寝中に施錠するなど本施設入居中は、本施設を善良に管理すること。
- (3) 入居者は、火気の取扱いに細心の注意を払うとともに、水道の凍結防止等に配慮し、備付けの備品を適切に取り扱うこと。
- (4) 入居者は、本施設及びその周辺の除草や除雪を適宜行い、本施設を適切に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (5) ごみ出しは決められた手法に従い行うこと。
- (6) 市が体験施設に係る取材の申込み、各種情報発信の依頼、感想文の提出及び感想聴取への協力を求めたときは、これに応じること。

## 11 施設への入居における制限される行為

本施設への入居にあたり、下記の行為は禁止とします。ただし、(1)から(4)及び(8)の行為については、創業計画書に記載した創業内容等に関連する場合、この限りではありません。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を営利目的で行うこと。
- (2) 営利目的の事業を開業し、又は興業を行うこと。
- (3) 展示会又はこれに類する催しを開催すること。
- (4) 文書、図書、その他印刷物を体験施設内外に貼付し、又は配布すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、その他これに類する行為を行うこと。
- (6) 夜間に大きな音を発生させる等、近隣の住民に迷惑を及ぼす行為を行うこと。
- (7) 体験施設内外において、建物を害する行為を行うこと。
- (8) 体験施設の改造若しくは改装を行うこと。
- (9) 体験施設の室内で喫煙をすること。

(10) 麻薬類、鉄砲、刀剣類、爆発性若しくは発火性を有する危険な物品等を製造、保管又は使用すること。

## 1.2 施設の明渡し請求について

入居者が下記の事項に該当する場合、本施設の明渡し請求を行います。

- (1) 虚偽の申請、不正行為により入居決定を受けたとき。
- (2) 正当な理由がなく、賃貸料を3か月以上滞納したとき。
- (3) 本施設を故意に棄損したとき。
- (4) 地域社会の環境、秩序及び平穩を阻害する行為をしたとき。
- (5) 公序良俗に反する行為をしたとき。
- (6) 渋川市長期滞在型移住体験施設の運用に関する要綱に違反したとき。
- (7) 入居者との定期賃貸借契約満了前に体験施設の所有者と市長との間の賃貸借契約が解除されたとき。

## 1.3 問合せ先

〒377-8501

群馬県渋川市石原80番地

渋川市役所 市民生活部 市民協働推進課 移住定住支援係

電話番号：0279-22-2401（直通）

FAX：0279-24-6541（代表）

メール：iju@city.shibukawa.gunma.jp

### 《参考》

#### 周辺環境

本施設周辺は標高700mに位置し、渋川市役所周辺と比較し、平均して3℃から5℃程度気温が低く、冬期は気温が氷点下になる地域です。冬期の間は、防寒対策のほか、積雪や道路の凍結への備えが必要です。生活する上では自家用車が必要となります。自家用車にはスタッドレスタイヤが必需品であり、四輪駆動車を推奨します。

#### (1) 駐車場

名称：市営常磐（ときわ）駐車場

所在地：伊香保町伊香保588番地1

距離：本施設から200m（徒歩約4分）

料金：4,190円/月

問合せ先：渋川市観光課 Tel：0279-22-2873

#### (2) 公共交通機関

名称：伊香保バスターミナル

所在地：伊香保町伊香保557番地86

距離：本施設から150m（徒歩約2分）

- 利用できる主な路線：①渋川駅－伊香保温泉（関越交通）  
②伊香保タウンバス各線（日本中央交通ほか）  
③伊香保－榛名湖線（群馬バス）

(3) 教育・保育施設

名称：伊香保こども園

所在地：伊香保町伊香保 3 3 5 番地 3

距離：本施設から 1. 7 k m（徒歩約 3 0 分、車約 5 分）

(4) 小学校

名称：伊香保小学校

所在地：伊香保町伊香保 3 2 2 番地 1

距離：本施設から 1. 4 k m（徒歩約 3 0 分、車約 4 分）

(5) 中学校

名称：伊香保中学校

所在地：伊香保町伊香保 5 4 4 番地 1 6

距離：本施設から 1. 6 k m（徒歩約 3 0 分、車約 4 分）

(6) 商店等

①最寄りの食料品店

名称：食の駅ぐんま伊香保店

所在地：伊香保町伊香保 5 4 番地 1 3 0

距離：本施設から 1. 1 k m（徒歩約 2 0 分、車約 3 分）

②最寄りのコンビニエンスストア

名称：ファミリーマート伊香保店

所在地：伊香保町伊香保 1 7 4 番地 7

距離：本施設から 8 5 0 m（徒歩約 1 5 分、車約 3 分）